

有害鳥獣防除対策事業委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務の名称

宝塚市有害鳥獣防除対策事業委託

(2) 目的

有害鳥獣（ハクビシン・カラス・イタチ・イノシシ・シカ等）や特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）による農作物および生活環境被害が急増しており、宝塚市の北部地域から南部地域にかけ、ほぼ全域で被害が出ている。そのため、報奨制度で対応する北部地域でのイノシシ・シカ捕獲以外の、宝塚市全域での小動物の捕獲及び南部地域でのイノシシ・シカのワナの設置、捕獲を実施することにより被害の減少を図る。

(3) 業務内容

別紙有害鳥獣防除対策事業委託仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

(4) 業務期間

契約日から令和6年（2024年）3月31日まで

(5) 募集方法

公募型プロポーザル方式

2 提案限度額

本事業の規模は10,900千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

各項目の予定数量は下の表のとおり

項目	単位	数量 (令和3年度実績より算出)
①通報体制の確保	時間	1,944
②通報出動	件	405
③捕獲（小動物）	頭	285
④捕獲（イノシシ・シカ）	頭	50
⑤見回り	日	180
⑥わな設置（くくり）	件	125
⑦わな設置（箱）	件	20
⑧わな設置（小動物用）	件	370

3 業務に関する基本的事項

(1) 応募資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定に該当する者でないこと。

イ 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例という。」）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

カ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

(2) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に宝塚市と協議を行うこと。

(3) 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(4) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(5) 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

4 企画提案書の作成

以下の項目について、企画提案書を作成してください（企画提案書の様式等は、日本工業規格A4サイズでお願いします）。

(1) 事業の実施方法（様式第2号）

(2) 情報機器を活用した見回りや捕獲器の管理の効率化に関する取組（様式第2号）

(3) 捕獲した個体の有効活用に関する取組（様式第2号）

(4) 業務の実施体制（様式第2号及び別表）

5 提案に係る書類の提出

(1) 提出締切

令和5年（2023年）3月7日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 企画提案書（様式第2号及び別表）

ウ 見積書（様式第3号）

エ 過去の業務実績（様式第4号）

オ 誓約書（様式第5号）

カ 定款または規約

※ 宝塚市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 提出部数

原本 1 部

写し 1 部

(4) 提出方法

持参または郵送によりご提出ください。

(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください)

(5) 提出先

宝塚市 産業文化部産業振興室 農政課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話：0797-77-2036 FAX：0797-77-2133

メールアドレス：m-takarazuka0080@city.takarazuka.lg.jp

(6) 質疑の受付

本要領に関する質疑は文書（様式自由）によりご提出ください。

受付期間は、令和5年2月21日（火）午後5時までに持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、FAX又はメールにて行うこと（必ず着信確認を行ってください。）。

(7) 質疑の回答

すべての質問及び回答については、令和5年2月24日（金）午後3時以降に、宝塚市ホームページにて回答します。

(8) 企画提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、企画提案書等の内容を変更することはできません。また、企画提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(9) 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。複数の提案はできません。

(10) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書提出後、提案者に対しプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(11) 著作権の帰属等

企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、企画提案書等の内容を宝塚市が無償で使用します。

なお、企画提案書等は理由の如何に関わらず返却しません。

(12) 費用の負担

提案に関する費用は、すべて提案者の負担とします。

(13) 提案の辞退

企画提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(14) 資料の取扱い

宝塚市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、宝塚市の上承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

6 審査方法

(1) プロポーザル審査会

提出された企画提案書等の書類の審査及び企画提案についてのヒアリング、プレゼンテーションを行い、下記7で示す審査基準に基づいて採点します。

なお、当該プロポーザルは、提案者が1者のみの場合であっても審査を実施します。

審査会の日程については、提案書等受付締切後、ヒアリング等の時間を各提案者に通知いたします。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、書面により提案者全員に通知します。

7 審査基準

審査における評価項目は以下のとおりです。

審査項目	審査事項	配点
全体評価	仕様書を的確にふまえ、明確かつ具体的に提案されているか。また、事業の目的に関する理解・知識が十分にあるか。	20
事業の内容	・実施方法が具体的で、目的を達成できる事業内容となっているか。	10
	・情報機器を活用した効果的な見回りの実施や、捕獲器の管理の効率化に取り組む内容となっているか。	10
	・捕獲した個体の処理方法について、有効活用も含めて検討されているか。	10
実施体制	仕様書に定められた業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができるための十分な体制であるか。 ※氏名、住所、生年月日、職業、対応可能時間帯の記載を求め。 (様式第2号別表) ※狩猟免許証の写しを提出してください。	30
業務実績	同種の業務実績が豊富にあり、業務遂行能力があるか。	15
価格	提案内容に応じた受託希望金額であり、事業者の積算に経済性はあるか。	5
合計		100

8 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は、以下のとおりとします。

(1) 委員の採点の合計点数が満点の6割以上のものの中から高い順に優先交渉権者および次順位者を選定します。

(2) 同点の場合には、再審議のうえ委員の多数決により決定するものとします。

9 契約の締結

(1) 宝塚市は、優先交渉権者と契約に関する協議を行い、必要であれば仕様書を変更し、随意契約を締結します。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。

(2) 優先交渉権者との協議が整わない場合、宝塚市は次順位者と契約に関する協議を行うこととします。その場合においても協議が整わない場合は契約を締結しません。

(3) 優先交渉権者等が、この要領に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがあります。

10 スケジュール

募集開始（公示）	令和5年（2023年）2月16日（木）
質疑受付締切	令和5年（2023年）2月21日（火）午後5時まで
質問回答	令和5年（2023年）2月24日（金）午後3時から
提案書等受付締切	令和5年（2023年）3月7日（火）午後5時まで
審査会（プレゼン）	令和5年（2023年）3月13日（月）
結果通知	令和5年（2023年）3月中旬（予定）
契約締結	令和5年（2023年）4月

11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とします。
- (3) 提出書類は返還しないと、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出してください。
- (7) 宝塚市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。

- (8) 本プロポーザルは宝塚市議会定例会における令和5年度予算議案の成立を前提とした契約の準備行為として実施します。議案の成立がなされなかった場合、本プロポーザルは無効となります。その際候補者が本件に関して支出した経費は候補者の負担とします。

12 担当部署（問い合わせ先）

宝塚市 産業文化部産業振興室 農政課
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
電話：0797-77-2036

FAX : 0797-77-2133

メールアドレス : m-takarazuka0080@city.takarazuka.lg.jp